

大口町告示第30号

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を
次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（令和４年大口町告示第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第４号を削る。

第６条第１項中「工事に着工する前、又は」を「工事が完了する前又は」に、「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書」に、「次に掲げる書類」を「別表第３に掲げる書類」に改め、同項各号を削る。

第７条中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書」に改める。

第８条第１項中「工事着工届」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金工事着工届」に改め、同項ただし書き中「購入者」を「既に工事着工している交付決定者及び購入者」に改める。

第９条第１項中「住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書」に改め、「様式第４」の次に「。以下「計画変更承認申請書」という。」を加える。

第１０条中「変更承認申請書」を「計画変更承認申請書」に、「住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書」に改める。

第１１条第１項中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書」に改め、「様式第６」の次に「。以下「実績報告書」という。」を加え、「別表第３」を「別表第４」に改め、同条第２項第３号を第５号とし、第２号を第４号とし、第１号の次に次の２号を加える。

(2) 対象設備の保証開始日

(3) 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ＺＥＨ」という。）化

等支援事業の補助金額確定通知日又は建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）の評価機関から受けた評価書の発行日

第12条中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書」に改める。

第13条中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書」に改める。

第14条中「住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書」に改める。

第15条第1項中「取消し」を「取り消し」に改める。

別表第1住宅用太陽光発電システムの項中「電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもので、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計10キロワット未満の設備に限る。」を「電気が消費されるもの。（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が50キロワット未満の設備で、愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「県補助金」という。）の交付対象として指定された未使用のものに限る。）」に改め、同表住宅用エネルギー管理システム（HEMS）の項中「愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」を「県補助金」に改め、同表家庭用燃料電池システムの項中「家庭用燃料電池システム」の次に「（エネファーム）」を加え、「愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」を「県補助金」に改め、同表定置用リチウムイオン蓄電システムの項及び電気自動車等充給電設備の項中「愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」を「県補助金」に改め、同表に次のように加える。

太陽熱利用システム	太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）
-----------	--

	又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型」という。）。（いずれも県補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。）
高性能外皮等（Z E H）	新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く。）及び換気設備（県補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。）
断熱窓改修工事	既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。））による断熱改修工事（県補助金の交付対象の工事に限る。）

別表第2 単独補助の部 定置用リチウムイオン蓄電システムの項中「10万円」を「15万円」に改め、同部に次のように加える。

太陽熱利用システム	自然循環型	1基につき1万6千円
	強制循環型	1基につき4万8千円

別表第2 組み合わせによる補助の部中「16万2,800円」を「21万2,800円」に改め、同部に次のように加える。

住宅用太陽光発電システム	設備を構成する太陽電池モジュールの
--------------	-------------------

住宅用エネルギー管理システム (H E M S) 高性能外皮等 (Z E H)	最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第 3 位以下を四捨五入して得た値。 ただし、出力 4 キロワットを超えるシステムにあつては、4 キロワット。) に 1 万 3, 2 0 0 円を乗じて得た額 (1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、1 6 万 2, 8 0 0 円を限度とする。
住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム (H E M S) 断熱窓改修工事	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第 3 位以下を四捨五入して得た値。 ただし、出力 4 キロワットを超えるシステムにあつては、4 キロワット。) に 1 万 3, 2 0 0 円を乗じて得た額 (1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、1 2 万 2, 8 0 0 円を限度とする。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 （第 6 条関係）

	設備名	添付書類
単 独 補 助	住宅用エネルギー管理システム（H E M S）	
	家庭用燃料電池システム	
	定置用リチウムイオン蓄電システム	
	電気自動車等充給電設備	
	太陽熱利用システム	
組 み 合 わ せ に よ る 補 助	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（H E M S） 定置用リチウムイオン蓄電システム	①、②、③、④、⑨
	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（H E M S） 電気自動車等充給電設備	
	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（H E M S） 高性能外皮等（Z E H）	国の Z E H 支援事業の 交付決定通知書による 申請による場合 ①、②、③、④、⑥、⑨
		B E L S 評価書による 申請による場合 ①、②、③、④、⑦、⑨
	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（H E M S） 断熱窓改修工事	①、②、③、④、⑤、⑧、 ⑨
	添付書類一覧	
	①設備の設置に要する経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は売買契約書の写し	

- ②設備を設置しようとする住宅の位置図
- ③設備を設置する前の現況写真又は、購入者の場合は、住宅の全景が確認できる写真
- ④設備の仕様書(製造者名、型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの)
- ⑤断熱窓への改修部分及び改修部分の外壁面全体が写っている写真
- ⑥国のZEH支援事業の書類の写し（交付決定通知書及び交付申請の内容が分かる書類）
- ⑦BELS評価申請書（ZEHの記載があるもの）
- ⑧住宅全体の平面図に改修部分の位置を示し、改修後の熱貫流率を示した書類
- ⑨その他町長が必要と認める書類

別表に次の１表を加える。

別表第４（第１１条関係）

	設備名	添付書類
単 独 補 助	住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	①、②、③、④ア、イ、 ⑪、⑫
	家庭用燃料電池システム	
	定置用リチウムイオン蓄電システム	
	電気自動車等充給電設備	
	太陽熱利用システム	
組 み 合 わ せ に よ る 補 助	住宅用太陽光発電システム	①、②、③、④ア、イ、 ⑤、⑥、⑪、⑫
	住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	
	定置用リチウムイオン蓄電システム	
	住宅用太陽光発電システム	
	住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 電気自動車等充給電設備	

住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 高性能外皮等（ZEH）	国のZEH支援事業の 交付決定通知書による 申請の場合 ①、②、③、④ア、イ、 ウ、⑤、⑥、⑦、⑧、⑪、 ⑫
住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 断熱窓改修工事	BELS評価書による 申請の場合 ①、②、③、④ア、イ、 ウ、⑤、⑥、⑨、⑪、⑫
添付書類一覧	
①設備の設置工事又は、設備付き新築住宅の購入に係る領収書の写し ②住民票の写し ③設備の保証開始日が分かるものの写し ④設備の設置後の現況を示す次の写真 ア 設置状況又は、モニターが起動している状態が確認できるもの イ 設備並びに設備本体に貼付されている製造者名及び型式、製造番号が分かるもの ウ ZEHに必要な設備の設置状況が確認できるもの エ 改修工事後の断熱窓の全てが確認できるもの ⑤電気事業者との太陽光契約を証する書類の写し ⑥電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書（低圧連系）」の写し、もしくは、それに類する書類の写し ⑦国のZEH支援事業の書類の写し（補助金額確定通知書及び実績報告の内容が分かる書類）	

- ⑧国のZEH支援事業の実績報告に提出した設備の写真の写し
- ⑨BELS評価書（ZEHの記載があるもの）
- ⑩改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類
- ⑪購入者の場合は、住宅引渡証明書等（引渡日が確認できるもの）の書類
- ⑫その他町長が必要と認める書類

様式第1中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書」に改め、「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、」を削り、

「

住宅用太陽光発電システムの最大出力予定値(小数点第3位を四捨五入)	__ . __ __ kW
-----------------------------------	---------------

」

を

「

住宅用太陽光発電システムの最大出力予定値(小数点第3位を四捨五入)	__ . __ __ kW
※組み合わせによる補助の場合記入	

」

に、「工事着手予定日」を「工事着工日又は、予定日」に、

「

添付書類	(1) 設備の設置に要する経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は売買契約書の写し(建売住宅供給者は除く。) (2) 設備を設置しようとする住宅の位置図 (3) 設備を設置する工事に着手する前の現況写真(ただし、購入者を除く) (4) 設備の仕様書(製造者名、型式及び製造番号、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの) (5) その他町長が必要と認める書類
------	--

」

を

「

添付書類	別表第3に掲げる各設備に関する書類
------	-------------------

」

に改める。

様式第2中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書」に、「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について」を「件について」に改め、「決定しましたので、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき」及び「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第9条により住宅用地球温暖化対策設備設置事業」を削る。

様式第3中「工事着工届」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金工事着工届」に改め、「、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第8条の規定により」及び

「

□ 住宅用太陽光発電システム	k w (少数第3位を四捨五入)
----------------	---------------------

☐ 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）
☐ 家庭用燃料電池システム
☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム
☐ 電気自動車等充給電設備

※着工する設備に、☒を記入して下さい。 」

を削る。

様式第４中「住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書」に、「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について」を「件について」に改め、「、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第９条第１項の規定に基づき」を削る。

様式第５中「住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書」に、「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について」を「件について」に改め、「、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第１０条の規定に基づき」を削る。

様式第６中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書」に、「、交付決定」を「交付決定」に、「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について」を「件について」に改め、「、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第１１条の規定に基づき」を削る。

「

住宅用太陽光発電システムの最大出力予定値(小数点第３位を四捨五入)	___ . ___ kW
-----------------------------------	--------------

」

を

「

住宅用太陽光発電システムの最大出力予定値(小数 点第3位を四捨五入) ※組み合わせによる補助の場合記入	__・ __ __kW
---	-------------

」

に、「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱別表第3」を「別表第4」に改める。

様式第7中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書」に改め、「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の」及び「、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき」を削る。

様式第8中「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書」に改め、「、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第13条第1項の規定により」を削る。

様式第9条中「住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書」を「大口町住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書」に改め、「大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、」を削り、「補助決定者氏名」を「交付決定者氏名」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(補助対象者) 第3条 略 (1)～(3) 略 2 略 (交付の申請) 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備を設置する<u>工事が完了する前又は設備付き住宅の引き渡しを受ける前に、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1）に別表第3に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</u> 2～3 略 (補助金の交付決定) 第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2）</u>により申請者に通知するものとする。 2 略 第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、	(補助対象者) 第3条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) その他町長が特に必要と認める者</u> 2 略 (交付の申請) 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備を設置する<u>工事に着工する前、又は設備付き住宅の引き渡しを受ける前に、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 設備の設置に要する経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は売買契約書の写し</u> <u>(2) 設備を設置しようとする住宅の位置図</u> <u>(3) 設備を設置する工事に着工する前の現況写真（ただし、購入者を除く。）</u> <u>(4) 設備の仕様書（製造者名、型式及び製造番号、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）</u> <u>(5) その他町長が必要と認める書類</u> 2～3 略 (補助金の交付決定) 第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、<u>住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2）</u>により申請者に通知するものとする。 2 略 第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、

新	旧
交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に、<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金工事着工届</u>（様式第3）を町長に提出しなければならない。ただし、<u>既に工事着工している交付決定者及び購入者</u>についてはこの限りではない。	交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に、<u>工事着工届</u>（様式第3）を町長に提出しなければならない。ただし、<u>購入者</u>についてはこの限りではない。
2 略 （計画変更）	2 略 （計画変更）
第9条 交付決定者は、工事の内容に変更が生じた場合は、速やかに<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書</u>（様式第4。以下「<u>計画変更承認申請書</u>」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、交付の決定を受けた額を増額する申請はすることができない。	第9条 交付決定者は、工事の内容に変更が生じた場合は、速やかに<u>住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書</u>（様式第4）を町長に提出しなければならない。ただし、交付の決定を受けた額を増額する申請はすることができない。
2 略 （計画変更の承認）	2 略 （計画変更の承認）
第10条 町長は、前条の<u>計画変更承認申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第7条の規定による決定を変更し、<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書</u>（様式第5）により交付決定者に通知するものとする。 （実績報告）	第10条 町長は、前条の<u>変更承認申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第7条の規定による決定を変更し、<u>住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書</u>（様式第5）により交付決定者に通知するものとする。 （実績報告）
第11条 交付決定者は、工事が完了したときは、当該工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書</u>（様式第6。以下「<u>実績報告書</u>」という。）に別表第4に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。	第11条 交付決定者は、工事が完了したときは、当該工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、<u>住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書</u>（様式第6）に別表第3に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
2 略 （1）略 （2）<u>対象設備の保証開始日</u>	2 略 （1）略

新	旧
(3) <u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「Z E H」という。）化等支援事業の補助金額確定通知日又は建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）の評価機関から受けた評価書の発行日</u>	
(4) <u>すべての設備の設置工事又は設備付き新築住宅の購入に係る支払いが完了した日</u>	(2) <u>すべての設備の設置工事又は設備付き新築住宅の購入に係る支払いが完了した日</u>
(5) <u>住所を定めた日</u>	(3) <u>住所を定めた日</u>
3 略 （補助金の額の確定）	3 略 （補助金の額の確定）
第 1 2 条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第 7）</u>により交付決定者に通知するものとする。 （補助金の請求及び交付）	第 1 2 条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、<u>住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第 7）</u>により交付決定者に通知するものとする。 （補助金の請求及び交付）
第 1 3 条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書（様式第 8）</u>を町長に提出しなければならない。	第 1 3 条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに<u>住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書（様式第 8）</u>を町長に提出しなければならない。
2 略 （処分の承認申請）	2 略 （処分の承認申請）
第 1 4 条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書（様式第 9）</u>を町長に提出し、その承認を受けなければならない。 （交付決定の取消し及び補助金の返還）	第 1 4 条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ<u>住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書（様式第 9）</u>を町長に提出し、その承認を受けなければならない。 （交付決定の取消し及び補助金の返還）
第 1 5 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を<u>取り消し</u>、又は既に交	第 1 5 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を<u>取消し</u>、又は既に交付

新	旧
付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。	した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
2 略	2 略
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
別表第 1	別表第 1
【別記】	【別記】
別表第 2	別表第 2
【別記】	【別記】
別表第 3	別表第 3
【別記】	【別記】
別表第 4	
【別記】	
様式第 1	様式第 1
【別記】	【別記】
様式第 2	様式第 2
【別記】	【別記】
様式第 3	様式第 3
【別記】	【別記】
様式第 4	様式第 4
【別記】	【別記】
様式第 5	様式第 5
【別記】	【別記】
様式第 6	様式第 6
【別記】	【別記】
様式第 7	様式第 7
【別記】	【別記】
様式第 8	様式第 8
【別記】	【別記】
様式第 9	様式第 9
【別記】	【別記】

(新)

別表第 1 (第 2 条関係)

設備名	設備の内容
住宅用太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において <u>電気が消費されるもの。(太陽電池の最大出力(構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)が50キロワット未満の設備で、愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金(以下「県補助金」という。)の交付対象として指定された未使用のものに限る。)</u>
住宅用エネルギー管理システム(HEMS)	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの(<u>県補助金</u> の交付対象として指定された未使用のものに限る。)
家庭用燃料電池システム <u>(エネファーム)</u>	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの(<u>県補助金</u> の交付対象として指定された未使用のものに限る。)

(新)

定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの（ <u>県補助金</u> の交付対象として指定された未使用のものに限る。）
電気自動車等充給電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの（ <u>県補助金</u> の交付対象として指定された未使用のものに限る。）
<u>太陽熱利用システム</u>	<u>太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型」という。）。（いずれも県補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。）</u>

(新)

<u>高性能外皮等 (Z E H)</u>	<u>新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギーハウス (外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。) に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備 (家庭用燃料電池システムを除く。) 及び換気設備 (県補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。)</u>
<u>断熱窓改修工事</u>	<u>既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換 (ガラス交換、カバー工法 (既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。) 及び建具交換 (障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。)) による断熱改修工事 (県補助金の交付対象の工事に限る。)</u>

(旧)

別表第 1 (第 2 条関係)

設備名	設備の内容
住宅用太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において <u>電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもので、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計 10 キロワット未満の設備に限る。</u>
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの（ <u>愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。</u> ）
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの（ <u>愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。</u> ）

(旧)

定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの（ <u>愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金</u> の交付対象として指定された未使用のものに限る。）
電気自動車等充給電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの（ <u>愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金</u> の交付対象として指定された未使用のものに限る。）

(新)

別表第2 (第5条関係)

	設備名		補助金の額
単 独 補 助	住宅用エネルギー管理システム (HEMS)		1基につき1万円
	家庭用燃料電池システム (エネファーム)		1基につき10万円
	定置用リチウムイオン蓄電システム		1基につき <u>15万円</u>
	電気自動車等充給電設備		1基につき5万円
	<u>太陽熱利用</u>	<u>自然循環型</u>	<u>1基につき1万6千円</u>
	<u>システム</u>	<u>強制循環型</u>	<u>1基につき4万8千円</u>
組 み 合 わ せ に よ る 補 助	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 定置用リチウムイオン蓄電システム		設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。) に1万3,200円を乗じて得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、 <u>21万2,800円</u> を限度とする。
	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 電気自動車等充給電設備		設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。) に1万3,200円を乗じて得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、 <u>21万2,800円</u> を限度とする。

(新)

	てた額)とし、11万2,800円を限度とする。
<u>住宅用太陽光発電システム</u> <u>住宅用エネルギー管理システム (HEMS)</u> <u>高性能外皮等 (ZEH)</u>	<u>設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。)</u> に1万3,200円を乗じて得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、16万2,800円を限度とする。
<u>住宅用太陽光発電システム</u> <u>住宅用エネルギー管理システム (HEMS)</u> <u>断熱窓改修工事</u>	<u>設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。)</u> に1万3,200円を乗じて得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、12万2,800円を限度とする。

(旧)

別表第 2 (第 5 条関係)

	設備名	補助金の額
単 独 補 助	住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	1 基につき 1 万円
	家庭用燃料電池システム	1 基につき 1 0 万円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	1 基につき <u>1 0 万円</u>
	電気自動車等充給電設備	1 基につき 5 万円
組 み 合 わ せ に よ る 補 助	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 定置用リチウムイオン蓄電システム	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第 3 位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力 4 キロワットを超えるシステムにあつては、4 キロワット。) に 1 万 3, 2 0 0 円を乗じて得た額 (1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、 <u>1 6 万 2, 8 0 0 円</u> を限度とする。
	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 電気自動車等充給電設備	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第 3 位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力 4 キロワットを超えるシステムにあつては、4 キロワット。) に 1 万 3, 2 0 0 円を乗じて得た額 (1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、 <u>1 1 万 2, 8 0 0 円</u> を限度とする。

(新)

別表第3（第6条関係）

	設備名	添付書類
単 独 補 助	<u>住宅用エネルギー管理システム（H E M S）</u>	<u>①、②、③、④、⑨</u>
	<u>家庭用燃料電池システム</u>	
	<u>定置用リチウムイオン蓄電システム</u>	
	<u>電気自動車等充給電設備</u>	
	<u>太陽熱利用システム</u>	
組 み 合 わ せ に よ る 補 助	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	
	<u>住宅用エネルギー管理システム（H E M S）</u>	
	<u>定置用リチウムイオン蓄電システム</u>	
	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	<u>国のZ E H支援事業の交付決定通知書による申請による場合</u> <u>①、②、③、④、⑥、⑨</u>
	<u>住宅用エネルギー管理システム（H E M S）</u>	
	<u>電気自動車等充給電設備</u>	
	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	<u>B E L S評価書による申請による場合</u> <u>①、②、③、④、⑦、⑨</u>
	<u>住宅用エネルギー管理システム（H E M S）</u>	
	<u>高性能外皮等（Z E H）</u>	<u>①、②、③、④、⑤、⑧、⑨</u>
	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	
	<u>住宅用エネルギー管理システム（H E M S）</u>	
		<u>断熱窓改修工事</u>
添付書類一覧		
<u>①設備の設置に要する経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は売買契約書の写し</u>		
<u>②設備を設置しようとする住宅の位置図</u>		

(新)

③設備を設置する前の現況写真又は、購入者の場合は、住宅の全景が確認できる
写真

④設備の仕様書(製造者名、型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの)

⑤断熱窓への改修部分及び改修部分の外壁面全体が写っている写真

⑥国のZEH支援事業の書類の写し(交付決定通知書及び交付申請の内容が分かる書類)

⑦BELS評価申請書(ZEHの記載があるもの)

⑧住宅全体の平面図に改修部分の位置を示し、改修後の熱貫流率を示した書類

⑨その他町長が必要と認める書類

(旧)

別表第3（第11条関係）

	設備名	添付書類
単 独 補 助	<u>住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</u>	<u>①、③、④、⑦、⑧</u>
	<u>家庭用燃料電池システム</u>	
	<u>定置用リチウムイオン蓄電システム</u>	
	<u>電気自動車等充給電設備</u>	
組 み 合 わ せ に よ る 補 助	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	<u>①、②、③、④、⑤</u> <u>⑥、⑦、⑧</u>
	<u>住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</u>	
	<u>定置用リチウムイオン蓄電システム</u>	
	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	
	<u>住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</u>	
	<u>電気自動車等充給電設備</u>	

添付書類一覧

- ① 設備の設置工事に係る領収書の写し
- ② 設備の製造者名、型式、製造番号、最大出力値、使用枚数が分かるものの写し
- ③ 設備の製造者名、型式、製造番号及び保障開始日が分かるものの写し
- ④ 設備の設置後の現況を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの又は、設備並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
- ⑤ 電気事業者との太陽光契約を証する書類の写し
- ⑥ 電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書（低圧連系）」の写し、もしくは、それに類する書類の写し
- ⑦ 住民票の写し
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

(新)

別表第4（第11条関係）

	設備名	添付書類
単 独 補 助	<u>住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</u>	<u>①、②、③、④ア、イ、⑪、⑫</u>
	<u>家庭用燃料電池システム</u>	
	<u>定置用リチウムイオン蓄電システム</u>	
	<u>電気自動車等充給電設備</u>	
	<u>太陽熱利用システム</u>	
組 み 合 わ せ に よ る 補 助	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	<u>①、②、③、④ア、イ、⑤、⑥、⑪、⑫</u>
	<u>住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</u>	
	<u>定置用リチウムイオン蓄電システム</u>	
	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	
	<u>住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</u>	
	<u>電気自動車等充給電設備</u>	
	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	<u>国のZEH支援事業の交付決定通知書による申請の場合</u> <u>①、②、③、④ア、イ、ウ、⑤、⑥、⑦、⑧、⑪、⑫</u>
	<u>住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</u>	
	<u>高性能外皮等（ZEH）</u>	<u>BELS評価書による申請の場合</u> <u>①、②、③、④ア、イ、ウ、⑤、⑥、⑨、⑪、⑫</u>
	<u>住宅用太陽光発電システム</u>	<u>①、②、③、④ア、イ、エ、⑤、⑥、⑩、⑫</u>
	<u>住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</u>	
	<u>断熱窓改修工事</u>	
添付書類一覧		

(新)

- ①設備の設置工事又は、設備付き新築住宅の購入に係る領収書の写し
- ②住民票の写し
- ③設備の保証開始日が分かるものの写し
- ④設備の設置後の現況を示す次の写真
 - ア 設置状況又は、モニターが起動している状態が確認できるもの
 - イ 設備並びに設備本体に貼付されている製造者名及び型式、製造番号が分かるもの
 - ウ ZEHに必要な設備の設置状況が確認できるもの
 - エ 改修工事後の断熱窓の全てが確認できるもの
- ⑤電気事業者との太陽光契約を証する書類の写し
- ⑥電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書（低圧連系）」の写し、もしくは、それに類する書類の写し
- ⑦国のZEH支援事業の書類の写し（補助金額確定通知書及び実績報告の内容が分かる書類）
- ⑧国のZEH支援事業の実績報告に提出した設備の写真の写し
- ⑨BELS評価書（ZEHの記載があるもの）
- ⑩改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類
- ⑪購入者の場合は、住宅引渡証明書等（引渡日が確認できるもの）の書類
- ⑫その他町長が必要と認める書類

(新)

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書

下記のとおり申請します。

記

設備名	
設備の設置場所 (購入場所)	大口町
住宅用太陽光発電システムの最大出力 予定値(小数点第 3 位を四捨五入) ※組み合わせによる補助の場合記入	___・___ kW
申請額	円
設備の設置に要する経費	円
<u>工事着工日又は、予定日</u>	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
補助対象区分 (いずれかに○)	ア 居住する住宅に設備を設置する。 イ 新築する住宅にあわせて設備を設置する。 ウ 建売住宅供給者から設備付き新築住宅を購入する。(イ、ウの場合 入居予定 年 月 日)
<u>添付書類</u>	別表第 3 に掲げる各設備に関する書類

(旧)

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

設備名	
設備の設置場所 (購入場所)	大口町
住宅用太陽光発電システムの最大出力 予定値(小数点第 3 位を四捨五入)	___・___ kW
申請額	円
設備の設置に要する経費	円
<u>工事着手予定日</u>	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
補助対象区分 (いずれかに○)	ア 居住する住宅に設備を設置する。 イ 新築する住宅にあわせて設備を設置する。 ウ 建売住宅供給者から設備付き新築住宅を購入する。(イ、ウの場合 入居予定 年 月 日)
<u>添付書類</u>	(1) <u>設備の設置に要する経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は売買契約書の写し(建売住宅供給者は除く。)</u> (2) <u>設備を設置しようとする住宅の位置図</u> (3) <u>設備を設置する工事に着手する前の現況写真(ただし、購入者を除く)</u> (4) <u>設備の仕様書(製造者名、型式及び製造番号、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの)</u> (5) <u>その他町長が必要と認める書類</u>

(新)

様式第 2 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました件については、下記のとおり通知します。

記

受付番号	年度第 号
設備名	
設備の設置場所 (購入場所)	大口町
工事完了予定日	年 月 日
補助金交付決定額	円
備考	(1) 大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金 交付要綱を遵守してください。 (2) 申請の内容に変更が生じた場合又は住宅用地球 温暖化対策設備の設置を中止する場合は、計画変 更承認申請書を提出してください。 (3) 補助事業の遂行状況について、町から要求が あった場合は速やかに報告してください。 (4) 住宅用地球温暖化対策設備の設置を完了したと きは、完了日から 30 日を経過した日又は補助金 の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 10 日 のいずれか早い日までに実績報告書を提出してく ださい。

様式第 2 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金については、下記のとおり決定しましたので、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

受付番号	年度第 号
設備名	
設備の設置場所 (購入場所)	大口町
工事完了予定日	年 月 日
補助金交付決定額	円
備考	(1) 大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱を遵守してください。 (2) 申請の内容に変更が生じた場合又は住宅用地球温暖化対策設備の設置を中止する場合は、 <u>大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱第 9 条により住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書を提出してください。</u> (3) 補助事業の遂行状況について、町から要求があった場合は速やかに報告してください。 (4) 住宅用地球温暖化対策設備の設置を完了したときは、完了日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(新)

様式第 3 (第 8 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金工事着工届

設備の設置について工事を着工しましたので、次のとおり工事着工届を提出します。

1 設備名	
2 設備の設置場所 (購入場所)	
3 工事着工年月日	年 月 日

(旧)

様式第 3 (第 8 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

工 事 着 工 届

設備の設置について工事を着工しましたので、大口町住宅用地球温暖化対策
設備設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり工事着工届を提出
します。

1 設備名	
2 設備の設置場所 (購入場所)	
3 工事着工年月日	年 月 日
☐ <u>住宅用太陽光発電システム</u>	<u> k w</u> (少数第 3 位を四捨五入)
☐ <u>住宅用エネルギー管理システム (HEMS)</u>	
☐ <u>家庭用燃料電池システム</u>	
☐ <u>定置用リチウムイオン蓄電システム</u>	
☐ <u>電気自動車等充給電設備</u>	

※着工する設備に、☒を記入して下さい。

(新)

様式第 4 (第 9 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた件
について、内容を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

受付番号	年度第 号	
設備名		
設備の設置場所 (購入場所)	大口町	
変更・中止の内容	変更前	変更後
変更・中止の理由		

(旧)

様式第 4 (第 9 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、内容を変更（中止）したいので、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

受付番号	年度第 号	
設備名		
設備の設置場所 (購入場所)	大口町	
変更・中止の内容	変更前	変更後
変更・中止の理由		

(新)

様式第 5 (第 1 0 条関係)

第 年 月 日 号

様

大口町長

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書

年 月 日付けで補助金変更申請のありました件について、下記のとおりに承認しましたので通知します。

記

受付番号	年度第 号
設備名	
設備の設置場所 (購 入 場 所)	大口町
承認した変更・中止の内容	

(旧)

様式第5（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

大口町長

住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書

年 月 日付けで補助金変更申請のありました住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、下記のとおり承認しましたので、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

受付番号	年度第 号
設備名	
設備の設置場所 （ 購 入 場 所 ）	大口町
承認した変更・中止の内容	

(新)

様式第 6 (第 1 1 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた件
について、補助対象設備の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

受付番号	年度第 号
設備名	
設備の設置場所 (購入場所)	大口町
住宅用太陽光発電システムの最大出力 予定値(小数点第 3 位を四捨五入) ※組み合わせによる補助の場合記入	__・__ __kW
補助金交付申請額	円
設備の設置に要した経費	円
工事完了日	年 月 日
添付書類	<u>別表第 4</u> に掲げる各設備に関する書類

(旧)

様式第 6 (第 1 1 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で、交付決定の通知を受けた
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、補助対象設備の設置が完了
したので、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 1 1 条の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

受付番号	年度第 号
設備名	
設備の設置場所 (購入場所)	大口町
住宅用太陽光発電システムの最大出力 予定値(小数点第 3 位を四捨五入)	__・__ __kW
補助金交付申請額	円
設備の設置に要した経費	円
工事完了日	年 月 日
添付書類	<u>大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交</u> <u>付要綱別表第 3 に掲げる各設備に関する書類</u>

(新)

様式第 7 (第 1 2 条関係)

第 年 月 日

様

大口町長

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書

下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

受付番号	年度第 号
設備名	
設備の設置場所 (購入場所)	大口町
補助金交付確定額	金 円
交付条件	町が設置した住宅用地球温暖化対策設備に関する情報等の提供を求めたときは協力すること。

※補助金等の交付を受けようとするときは、速やかに住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書を提出してください。

(旧)

様式第 7 (第 1 2 条関係)

第 年 月 日 号

様

大口町長

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書

下記のとおり住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の交付額を確定したので、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

受付番号	年度第 号
設備名	
設備の設置場所 (購入場所)	大口町
補助金交付確定額	金 円
交付条件	町が設置した住宅用地球温暖化対策設備に関する情報等の提供を求めたときは協力すること。

※補助金等の交付を受けようとするときは、速やかに住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書を提出してください。

(新)

様式第8（第13条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書

年 月 日付 第 号で補助金の確定を受けた補助事業について、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人 (申請者本人)		

(旧)

様式第8 (第13条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書

年 月 日付 第 号で補助金の確定を受けた補助事業について、大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人 (申請者本人)		

(新)

様式第9（第14条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

大口町住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書

下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 補助金交付確定通知番号

2 設 備 名

3 設備の設置場所
(購入場所)

4 交付決定者氏名

5 処分の方法
該当する項目を○で囲んで下さい。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他 ()
----	----	----	----	----	----	------------

※「その他」については、具体的に記入してください。

6 処分の時期 年 月 日から

7 処分の理由

(旧)

様式第9 (第14条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所
フリガナ
氏 名
電 話

住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 補助金交付確定通知番号

2 設 備 名

3 設備の設置場所
(購入場所)

4 補助決定者氏名

5 処分の方法
該当する項目を○で囲んで下さい。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他 ()
----	----	----	----	----	----	------------

※「その他」については、具体的に記入してください。

6 処分の時期 年 月 日から

7 処分の理由